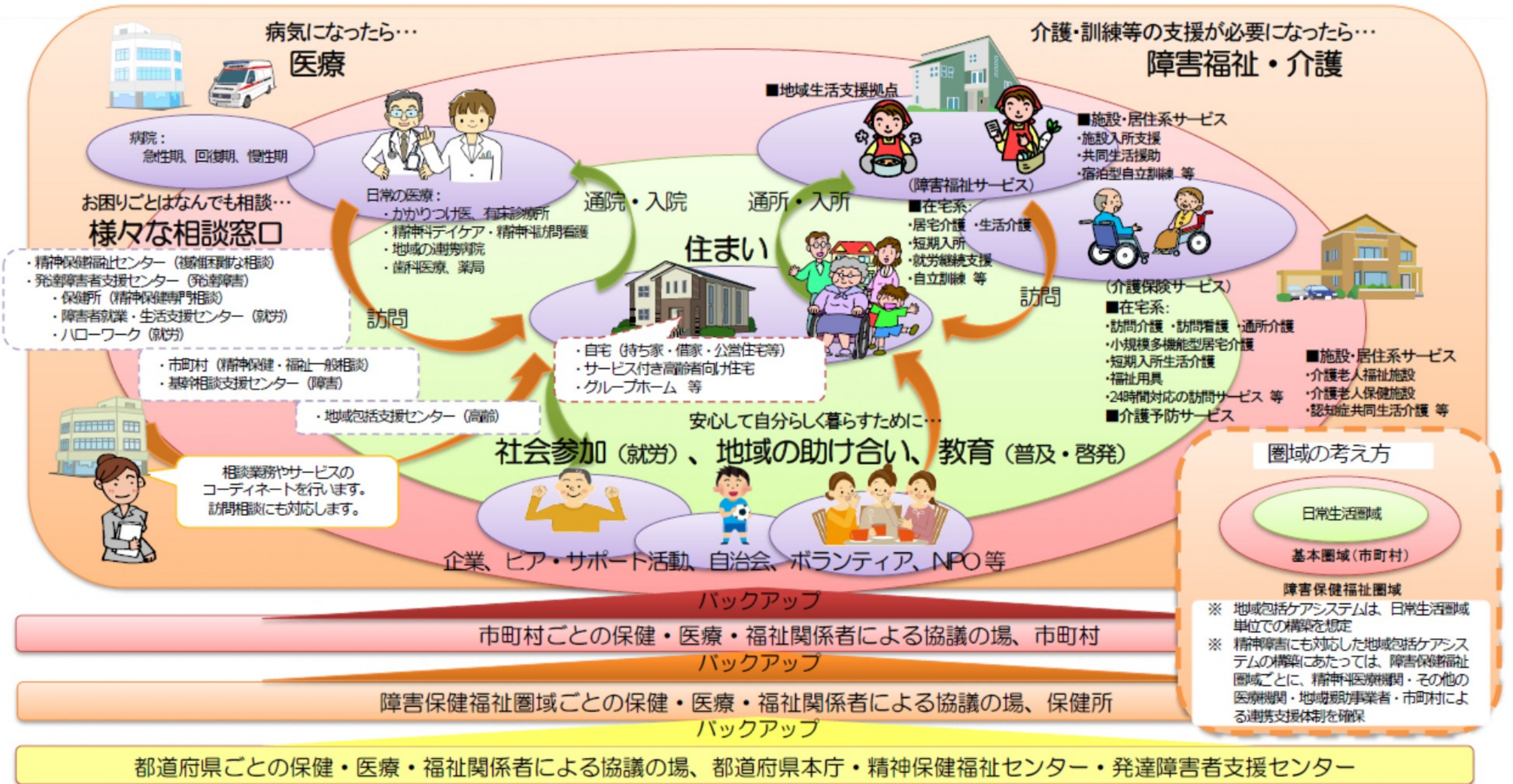


精神障害者の地域移行に関する国の動向と文京区の精神保健施策

	国の動向	文京区の動向
平成16年度	「精神保健医療福祉の改革ビジョン」より 「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念が示される	
平成18年度	障害者自立支援法施行	
平成23年度		地域安定化支援事業
平成24年度	地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の個別給付化	地域安心生活支援事業（24時間緊急時相談支援事業、 緊急時ショートステイ事業、地域生活体験事業）
平成25年度	障害者総合支援法施行	
平成26年度	精神保健福祉法改正	単身生活サポート事業
平成27年度		地域移行検討会議、実務者連絡会 障害者基幹相談支援センター開設
平成28年度	基本コンセプトとして「 地域共生社会 」の実現が挙げられる これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 」	
平成30年度	第5期障害福祉計画 「 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築事業 」	
平成31年度 (令和元年)		「 にも包括 」構築のための協議の場として位置づけ 本富士拠点開設
令和2年度	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 に係る検討会	地域の課題の共有のためのアンケート 退院後支援事業
令和3年度	第6期障害福祉計画	コア会議試行実施 富坂拠点・駒込拠点開設

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。**次期計画期間はH30～R2年度**

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供

3. 成果目標(計画期間が終了するR2年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ **保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置**
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 難病患者への支援
- ・ 意思決定支援

自治体が受けるメッセージとしては、

① 目指すものは「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。

そのために...

① 令和2年度末までに全自治体は「協議の場」を設置しなさい。

② 「1年以上の長期入院患者数を減らすこと」、退院率の指標を作るので、「新たなる長期入院者を増やさないようにする」という課題について、各自自治体で整える基盤整備量(地域移行支援給付の支給量とその支援に伴って退院してくる方たちの生活支援量)を第5期障害福祉計画に盛り込むこと。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業（※））

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

■ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

<実施主体> 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

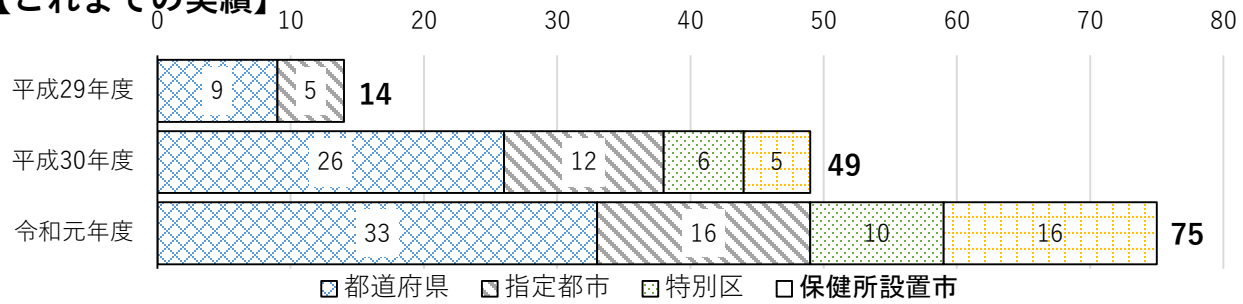
【事業内容】（1は必須、2～11は地域の実情に合わせて選択実施）

1. **保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置**
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. **措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業**
8. 構築推進サポーターの活用に係る事業
9. 精神医療相談に係る事業 ※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
10. 医療連携体制の構築に係る事業
11. 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修に係る事業
12. 入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業
13. 地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
14. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

地域精神保健福祉連絡協議会

令和元年7月よりモデル実施し、令和2年度より予算化して実施

【これまでの実績】



(※1) 特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

(※2) 当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している

(※3) 令和2年度は101自治体が申請予定